

八丈島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会要綱

(目的)

第1条 八丈島一般廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）周辺の環境を保全し、住民生活の安心・安全を確保する観点から、建設工事中の施工状況の確認、及び供用開始後の管理運営等について協議することを目的として、八丈島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(運営事項)

第2条 運営協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について確認・協議等を行う。

- (1) 処分場建設工事中の施工状況の確認に関する事
- (2) 処分場供用開始後の管理運営に関する事
- (3) その他処分場に関連する事

(構成員)

第3条 運営協議会は次の委員をもって構成し、東京都島嶼町村一部事務組合管理者が委員を委嘱する。

- (1) 八丈町住民代表委員 6名以内
- (2) 八丈町議会代表委員 2名以内
- (3) 八丈町代表委員 1名
- (4) 東京都島嶼町村一部事務組合代表委員 3名以内

2 委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第4条 会議の議事進行を図るため座長を置く。座長は八丈町代表委員とする。座長が不在の場合には、東京都島嶼町村一部事務組合廃棄物対策課長がその代理を行う。

(会議の開催)

第5条 運営協議会は年1回以上開催し、座長が召集する。ただし、委員の2分の1以上が必要と認めるときは随時開催することができる。

2 会議は原則公開とするが、座長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

(開催場所)

第6条 会議は八丈町で行う。

(事務局)

第7条 運営協議会の事務局は東京都島嶼町村一部事務組合に置く。

(報酬)

第8条 運営協議会の委員の報酬については、これを支給しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関して必要な事項は、座長が別途定める。

附則 この要綱は、平成23年 7月29日から施行する。

〈八丈島一般廃棄物管理型最終処分場運営協議会委員等について〉

運営協議会要綱第3条第1項に規定する委員は、次のように選出する。

八丈町住民代表委員 (6名以内)	八丈町ゴミ処理問題協議会の委員 から4名以内 公募委員2名以内
八丈町議会代表委員 (2名以内)	八丈町議員から2名以内
八丈町代表委員(座長) (1名)	八丈町住民課長
東京都島嶼町村一部事務組合 代表委員 (3名以内)	事務局長 廃棄物対策課長 最終処分場技術管理者